

保護者の皆様へ

学校名 守山市立物部小学校
学校長 平野 達也

インフルエンザ（流行性感冒）・新型コロナウイルス感染症・その他感染症の
出席停止について（お知らせ）

平素は、本校教育活動の推進にご支援・ご協力をいただきありがとうございます。

標記の件につきまして、学校保健安全施行規則で「学校において予防すべき感染症」が定められており、それぞれの感染症による出席を停止する期間があります。

罹患された場合、医師による証明書の提出をお願いしているところですが、新型コロナ感染症やインフルエンザについては、集団での発生が多くまた複数回罹患することがあるため、医師による証明書を提出していただかなくても出席停止扱いとします。

ただし、医師の証明書の代わりに、「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症連絡用紙」を保護者様は記載し、提出していただくことになりますので、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、他（裏面）の感染症については、出席停止期間の基準が異なります。医師の指示を受け、医師の出席停止期間を守っていただきますようお願いいたします。

1 ご家庭へのお願い

- (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、早めに医療機関での診察を受けていただき、適切な処置をお願いします。
- (2) インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の「学校において予防すべき感染症」の場合は、医師の証明書を提出してください。証明書は学校にありますのでお申し出ください。
- (3) 医療機関において感染症と診断された場合は、出席停止の取り扱いとなりますので、下記のとおり速やかに学校に連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

2 連絡方法について

《学校へ連絡していただきたい内容》

（1）診断名 （2）受診した医療機関名 （3）医師から学校を休むよう指示された期間

《インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合》

電話等でお伝えいただければ、出席停止扱いとします。

後日、「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 連絡用紙」を提出してください。

インフルエンザ 「発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」（幼児は3日）

新型コロナウイルス 感染症 「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」
※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨することとされておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

《上記以外の学校において予防すべき感染症の場合》

電話等で速やかに連絡した上で、出席停止扱いとします。ただし、その場合は医師による証明書が必要となります。「出席停止証明書」は学校にありますのでお申し出ください。

（文書料がかかる場合があります。）

学校において予防すべき感染症と出席停止期間

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 ※その他の感染症	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで

※「他の感染症」の扱いについて

「他の感染症」は、学校では通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、第三種の感染症と緊急的に措置をとることができるものとして定められているものです。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があります。必ず出席停止を行うべきというものではありません。